

2026年3月18日

各位

J A三井リース株式会社

### 第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月17日開催の取締役会において、農林中央金庫及び三井物産株式会社を割当予定先とする第三者割当による普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件の実施は、2026年3月26日開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会における承認を得られることを条件としております。

#### 記

#### I. 第三者割当による新株式の発行

##### 1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年3月31日
(2) 発行新株式数	普通株式 17,500,000株
(3) 発行価額	発行価額 1株につき2,000円 発行価額の総額 35,000,000,000円
(4) 調達資金の額	35,000,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 農林中央金庫 8,750,000株 三井物産株式会社 8,750,000株
(6) その他	本第三者割当については、2026年3月26日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における承認を得られることを条件とされております。

##### 2. 募集の目的及び理由

2026年2月3日付プレスリリース「当社グループ会社におけるファクタリング債権の取立不能又は取立遅延のおそれに伴う損失計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当社グループ会社のファクタリング取引先である「First Brands Group, LLC（そのグループ会社を含め、個別に又は総称して「FBG」といいます。）によるアメリカ合衆国連邦倒産法第11章に基づく再建手続きの申立てに関連して、その売掛債権の相当程度につき、水増し請求、架空請求、又は多重譲渡等を行っていた可能性が指摘されていること等から、当該売掛債権の回収の蓋然性に疑義が生じております。

これに伴い、当社は、予防的見地から多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされており

ますが、当社としましては、当該事案は一過性のものであり、顧客基盤、営業基盤、及び基礎収益力が大きく影響を受けるものではないものと考えております。

一方、今後の健全な事業成長を着実に継続し、将来に向けて社会に貢献する企業であり続けるためには、財務の健全性を維持できる水準までの十分な資本を確保する必要があることから、今回、第三者割当を実施することといたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
35,000 百万円	122.5 百万円	34,877.5 百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登録免許税等です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
JA Mitsui Leasing Capital Corporation 及び Katsumi Global, LLC への増資原資に充当	34,877.5	2026年3月

- (注) 資金使途の金額には、調達資金の入金を見込んで、当該入金まで手元資金から立替する金額を含みます。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当による資金の使途については、今回の FBG の事案によって大きく資本を毀損した当社の在米子会社である JA Mitsui Leasing Capital Corporation 及び Katsumi Global, LLC が実施する予定の増資（以下「JMCC増資」といいます。）の引き受けに際して、その払込金額（調達資金の入金を見込んで、当該入金まで手元資金から立替する金額を含む。）に充当することといたしました。

当社による JMCC増資の引き受けは、当社グループの中長期的な経営の安定性及び財務健全性の向上に資するものです。

以上から、当社は、本第三者割当の実行は当社の企業価値向上に寄与し、株主価値の維持・向上に繋がるものであり、上記資金使途は当社にとって合理性があると考えます。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当における募集株式（普通株式）の1株あたりの払込金額については、払込金額及び条件の妥当性を客観的に検証するため、第三者評価機関である

グローウィン・パートナーズ株式会社（以下「GWP 社」といいます。）から株式価値算定書（第三者評価）を取得しております。GWP 社は、当社及び割当先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

その上で、当社の置かれた事業環境、厳しい財務状況を総合的に考慮し、各割当先と交渉の上で、本第三者割当にかかる発行条件について、以下のとおり設定することといたしました。

当該第三者評価における算定方法については、当社が非公開会社で流動性が限定的であること、株主が期待する経済的利益の中心が配当であること等を勘案し、過去の配当実績を参考とした DDM 法（配当割引モデル）を主要手法として採用しました。

第三者評価における他の手法のひとつ「類似会社比較法（PER・PBR）」については、上場同業他社 PBR 水準の上昇等を背景に、DDM 評価レンジを上回る水準が示されているものの、非流動性ディスカウントを十分に反映できておらず相対的に高位の評価となりやすい手法となっています。加えて、「エクイティ DCF 法」についても同様に非流動性ディスカウントを適切に反映しにくく高位評価となる傾向があること等を踏まえ、両手法については価格決定上の参考指標としての位置づけに留めることといたしました。

今回の 1 株あたり払込金額の設定にあたっては、GWP 社による第三者評価を複数実施いたしました。

この第三者評価については、当社は非上場会社であるとともに、数年来の出資配当について配当性向 30%をもって配当を実施してきた過去経緯を踏まえ、今回の 1 株あたり払込金額の検討に際しては、DDM 法（配当性向 30%）（以下「第三者評価レンジ」といいます。）を採用いたしました。

第三者評価レンジによれば、当社普通株式の価値は、1 株あたり 1,616 円から 2,025 円とされております。今回の 1 株あたり払込金額については、第三者評価レンジの範囲内かつ株主利益並びに必要な資金調達規模を勘案し、割当先と交渉の上で、1 株あたり払込金額を「2,000 円」として設定することといたしました。

この払込金額水準については、第三者評価レンジが「1,616 円～2,025 円」であるところ、株主利益を考慮し、当該レンジにおける上位水準を採用するものです。

当社としては、本第三者割当における 1 株あたり払込金額は、第三者評価レンジを踏まえた合理的水準であり、過度に低廉な水準による既存株主の不利益とならない水準であると判断しております。

以上から、当社としては、本第三者割当における 1 株あたりの払込金額は適正かつ妥当な価格であると判断しており、かつ、会社法第 199 条第 3 項に規定される「特に有利な価格」には該当しないものと判断しております。

一方で、当社は非公開会社であり市場価格等の客観的なデータが存在しないことから、その適正な価値算定を行うための諸条件を完全に反映した理論的価値の算定が困難な状況にあることと併せ、少数株主保護の観点から、本第三者割当による普通株式の発行については、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会における特別決議による承認を得るものとしたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、各割当先に対して普通株式が割り当てられた場合、普通株式の発行株式数にかかる議決権の個数(175,000個)につき、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の株(312,275個)を分母とする希薄化率は約56%に相当します。このように本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

もともと、当社は、上記2記載のとおり理由により、総額350億円の資金調達を必要と判断いたしました。

また、本第三者割当による資金使途は、JMCC増資の引き受けに際して、払込金額(調達資金の入金を見込んで、当該入金まで手元資金から立替する金額を含む。)に充当しますが、当社によるJMCC増資の引き受けは、当社グループの中長期的な経営の安定性及び財務健全性の向上に資するものであり、これらは当社の収益基盤の強化と企業価値向上に直結するものです。

当社は、本第三者割当による普通株式の発行数量についても、かかる資金使途に照らして必要最小限の株式数を設定しております。

なお、株主割当増資及び公募増資については、多数の投資家を対象とすることから調達完了までに一定の期間を要する可能性があることや資金調達の確実性の観点において課題があることを踏まえ、今回の資金調達方法として望ましくないと判断いたしました。間接金融(銀行借入)については、本第三者割当を実施する時期と平仄を併せるかたちで、資本性を有する劣後特約付シンジケートローンの調達を予定しております。

加えて、上記(1)のとおり、本第三者割当の払込金額は、当社の置かれた事業環境、厳しい財務状況、並びに割当先との協議及び交渉の結果に鑑み決定されたものであり、また第三者評価レンジの合理的範囲内であって、有利発行に該当しないよう留意しており、公正性及び妥当性が認められると判断しております。

また、当社は、本第三者割当は資本・財務基盤の一層の安定化を目的とした限定的な資本調達であることから、既存株主に与える影響についても、中長期的な企業価値及び財務健全性の向上による効果が、短期的な希薄化の影響を上回るものと判断しております。

以上の理由から、今回の資金調達に際して複数の資金調達方法を検討した中で、確実性・迅速性・財務制約の少なさの観点から、本第三者割当が最も合理的な方法と判断するとともに、本第三者割当における発行数量及び株式の希薄化の規模は、資金調達の目的、必要性及び相当性に照らし、合理的な範囲内であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の状況

#### ① 農林中央金庫

割当予定先の概要	名称	農林中央金庫
	本店の所在地	東京都千代田区大手町 1-2-1
	代表者の役職・氏名	代表理事理事長 北林 太郎
	資本金	4兆8,174億円
	事業の内容	協同組織金融業
	直近の四半期/半期/有報等	(決算概況) 2025年3月期 決算概況(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (四半期報告) 2026年3月期 第3四半期決算概況(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日) 第2四半期決算概況(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 第1四半期決算概況(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
提出者と割当予定先との関係	出資関係	農林中央金庫は当社の以下の株式を保有しています。 普通株式 10,827,249株 第I種種類株式 4,077,528株 第II種種類株式 16,724,291株
	人事関係	当社の取締役のうち3名は農林中央金庫の出身者であります。
	資金関係	農林中央金庫より事業資金の借入を行っております。
	取引関係	リース・割賦等

#### ② 三井物産株式会社

割当予定先の概要	名称	三井物産株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町 1-2-1
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堀 健一
	資本金	3,441億円
	事業の内容	総合商社

	直近の四半期 /半期/有報等	(有価証券報告書) 第106期有価証券報告書(自 2024年4月1日 至2025年3月31日) (半期報告書) 第107期半期報告書(自 2025年4月1日 至2025年9月30日)
提出者と割 当予定先と の関係	出資関係	三井物産株式会社は当社の以下の株式を保有 しています。 普通株式 10,178,944 株 第Ⅱ種種類株式 16,724,291 株 第Ⅲ種種類株式 3,883,500 株
	人事関係	当社の取締役のうち 3 名は三井物産株式会 社の出身者であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	リース・割賦等

(2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当の割当先を選定については、資金調達の目的、当社の財務状況及び既存株主の利益への影響等を総合的に勘案し、慎重な検討を行いました。

本第三者割当は、当社資本・財務基盤の一層の安定化が目的である一方、当社は、今回の FBG の事案に関連して、多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされ、資本充足状況が急速に悪化していることから、迅速かつ確実な資本拡充を図る必要性があります。

よって、本第三者割当は、割当先に対する特別な利益の供与や、当社の経営権又は支配権の強化を目的とするものではなく、当社の資本・財務基盤の一層の安定化を目的として実施するものです。

このような資金調達の目的から、当社経営状況、経営方針及び財務戦略を深く理解しており、中長期的な視点での資本・財務基盤の安定化にコミットすることが可能な者として、当社筆頭株主である農林中央金庫、及び第二位の株主である三井物産株式会社を割当先とすることが最良であるものと判断いたしました。

各割当先は、本第三者割当により取得する当社株式について、中長期的に継続して保有する意向を有しており、短期的な株式売却を目的とするものではないことを確認しております。

加えて、本第三者割当にかかる払込金額については、上記 5(1)のとおり、会社法第 199 条第 3 項に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しているとともに、自己資本の増強により資本・財務基盤を一層安定させることは、当社の中長期的な経営の安定性及び信用力の向上につながり、結果としてすべての既存株主の利益に資するものと考えています。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と各割当先との間に、保有方針に関する取り決めはございませんが、各割当先は、本第三者割当により取得する当社株式について、中長期的に継続して保有する意向を有しており、短期的な株式売却を目的とするものではないことを確認しております。

また、譲渡による当社普通株式の取得については、一定の例外を除き、取締役会の承認を受ける必要があります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当先から、本第三者割当における払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。

また、農林中央金庫が 2026 年 2 月 18 日に公表している 2026 年 3 月期第 3 四半期決算概要に記載されている連結貸借対照表上の現金預け金の額（14,946,907 百万円）、並びに、三井物産株式会社が 2026 年 2 月 3 日に公表している 2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載されている連結貸借対照表上の現金及び現金同等物の額（857,999 百万円）により、各割当予定先が本第三者割当における払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する十分な現預金を有している旨を確認しております。

以上から、当社としてこれらの払込みに支障はないと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

株主	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する所有議 決権の割 合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区 大手町一丁目 2 番 1 号	31,629,068	34.67	40,379,068	40.17
三井物産株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目 2 番 1 号	30,786,735	32.59	39,536,735	38.84
全国農業協同組合 連合会	東京都千代田区 大手町一丁目 3 番 1 号	940,500	3.01	940,500	1.93
株式会社三井住友 銀行	東京都千代田区 丸の内一丁目 1 番 2 号	914,200	2.92	914,200	1.87
三井住友信託銀行 株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目 4	772,100	2.47	772,100	1.58

	番1号				
三井住友海上火災 保険株式会社	東京都千代田区 神田駿河台三丁 目9番地	769,700	2.46	769,700	1.57
大樹生命保険株式 会社	東京都港区東新 橋一丁目5番2 号	745,700	2.38	745,700	1.53
株式会社西日本シ ティ銀行	福岡市博多区博 多駅前三丁目1 番1号	740,000	2.36	740,000	1.51
三井住友トラスト 保証株式会社	東京都港区芝三 丁目33番1号	708,664	2.26	708,664	1.45
全国共済農業協同 組合連合会	東京都千代田区 平河町二丁目7 番9号	653,125	2.09	653,125	1.34
計	-	68,659,792	87.26	86,159,792	91.83

## 8. 今後の見通し

本件が、2026年2月13日に公表いたしました「2026年3月期第3四半期決算概要（連結）」における「2026年3月期の連結業績予想（2025年4月1日～2026年3月31日）」に与える影響はありません。今後、当社に業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

## 9. 発行要項

本株式の発行要項につきましては、末尾に記載される別紙「J A三井リース 募集株式の発行要項」をご参照ください。

以 上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

J A三井リース株式会社 経営管理部 コーポレートコミュニケーション室

電話：03-6775-3002 MAIL：[JAMLDG1114@jamitsuilease.co.jp](mailto:JAMLDG1114@jamitsuilease.co.jp)

「J A三井リース 募集株式の発行要項」

(1) 募集株式の種類及び数

普通株式 17,500,000 株

(2) 募集株式1株と引換えに払い込む金銭の額

普通株式1株につき金2,000円（払込金額の総額 金35,000,000,000円）

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年3月31日

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額：金17,500,000,000円

増加する資本準備金の額：会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額

(5) 募集の方法

第三者割当の方法により、次の者に対して、以下のとおり割り当てる。

農林中央金庫：8,750,000株

三井物産株式会社：8,750,000株

(6) その他

上記の他、募集株式の発行に関し必要なその他一切の事項は、当社取締役会に一任する。